

意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領

制 定 令和元年 6 月 3 日 平 31 森林企画第 171 号
一部改正 令和 2 年 10 月 27 日 令 2 森林企画第 383 号
一部改正 令和 3 年 4 月 22 日 令 3 森林企画第 50 号
一部改正 令和 5 年 1 月 17 日 令 4 森林企画第 484 号

(目的)

第 1 この要領は、山口県が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条の規定に基づき行う経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募、及び同法第 36 条第 2 項で定める要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）の公表の方法等について、必要な事項を定める。

(公募の対象とする民間事業者)

第 2 公募に参加できる民間事業者及び選定・公表されるために必要な要件についての基準は次のとおりとする。

(1) 公募に参加できる民間事業者

森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負等により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者

(2) 選定・公表されるために必要な基準

経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められることが必要であり、別表に定める「判断基準」を満たすものとする。

(公募の実施)

第 3 知事は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募を、年 1 回以上行うものとする。

2 公募の期間は、原則として毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までとする。

3 知事は、その他必要に応じて公募を行うことができるものとする。

(応募の方法)

第 4 第 3 の公募に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式 1）を、所轄農林（水産）事務所長（以下「所長」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

① 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）

② 森林経営管理実施権を受けることを希望する区域（市町）情報

- ③ 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- ④ 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- ⑤ 造林・保育の省力化と低コスト化に関する情報
- ⑥ 主伐後の再造林の確保に関する情報
- ⑦ 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- ⑧ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ⑨ 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- ⑩ コンプライアンスの確保に関する情報
- ⑪ 常勤役員の設置に関する情報
- ⑫ その他知事が必要と認める情報

2 前項の登録申請書には、次の①から⑫に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業体」という。）である場合は、同一事項で内容の変更のないものに係る①から⑦までの書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書（法人の場合）
- ② 住民票（個人の場合）
- ③ 納税証明書
- ④ 共同販売・共同出荷に関する協定書の写し
- ⑤ 主伐後の再造林の確保に関して他の民間事業者との連携協定、契約書等の写し
- ⑥ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- ⑦ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑧ 就業規則を制定している場合にあつては、その写し
- ⑨ 直近3か年の経理状況等が確認できるもの
- ⑩ 実績を証する書類（造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- ⑪ ⑨において直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好でない場合にあつては、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果等による今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれることを証明できる書類の写し
- ⑫ 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し

- 3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができる。

(登録の実施)

第5 知事は、第4により提出された申請内容が、「判断基準」に適合すると認めるときは、意欲と能力のある林業経営者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。

(1) 第2の要件を満たさないとき。

(2) 申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があったとき。

- 3 知事は、第2の要件を満たさないため登録をしないときは、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(公表)

第6 知事は、第5第1項の規定により登録を行ったときは、次のとおり公表するものとする。

- 1 公表の時期

公募締切日から1か月後

- 2 公表する内容

(1) 登録番号

(2) 登録の有効期間

(3) 商号又は名称

(4) 代表者職氏名

(5) 主たる事務所の所在地

(6) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

- 3 公表の方法

山口県ホームページに掲載するとともに、公募に参加した申請者（様式2）、関係する市町（様式3）及び所長に通知するものとする。

(登録の有効期限)

第7 第5の規定による登録の有効期限は登録年月から5年間とする。

(変更の届出)

第8 意欲と能力のある林業経営者は、第4第1項の①から⑫に掲げる事項に変更があったときは、速やかに所長を経由し、知事に変更届出（様式4）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出の内容が「判断基準」に適合すると認められる

ときは、公表内容を変更するとともに、関係者に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第 9 意欲と能力のある林業経営者は、前年度の取組状況を、毎年 9 月末日までに所長を経由し、知事に報告（様式 5）するものとする。

（報告の徴収）

第 10 知事は、この要領の目的を達成するために、意欲と能力のある林業経営者に対して、その業務に関する報告を求めることができるものとする。

（登録の取消）

第 11 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- （1）個人の場合にあってはその死亡、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - （2）申出があった場合
 - （3）登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - （4）要件に適合しなくなった場合
 - （5）その他経営管理実施権の行使等にあたり不正の行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合
- 2 知事は前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、速やかに、その旨を名簿取消通知書（様式 6）により当該登録経営体に通知するものとする。
- ただし、前項の（1）に該当する場合にあってはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町及び所長にその旨を通知（様式 7）するとともに、名簿を更新し、公表するものとする。

附則

この要領は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。

判断基準（法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準の考え方）

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

ただし、(2)～(7)に関しては、登録から 1 年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。

項目	基準
(1) 生産量の増加 又は生産性の 向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合^{※1}以上で増加させる目標を有していること、または生産性を一定の割合^{※1}以上で向上させる目標を有していること。生産量又は生産性の実績が一定の水準^{※2}以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。 なお、生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。 おって、これらの基準となる現状値は、原則として直近 3 か年の平均とする。 ただし、(5) 但し書きによるときは、その実績年数の平均とする。 ※ 1) 「一定の割合」については、5 年間で約 2 割又は 3 年間で 1 割を目安とする。 ※ 2) 「一定の水準」については、生産量に関し 5,000 m³/年、生産性に関し間伐 8 m³/人日、主伐 11 m³/人日を目安とする。

(2) 生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 ① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	次のいずれかに取り組んでいること（「手引き※¹」参照）。 ① 伐採・造林の一貫作業システム 伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線を苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システム ② 低密度植栽 従来の主要造林樹種の植栽密度（3,000 本/ha）よりも低い密度（例：2,500 本/ha 以下）で植栽すること。 ③ 下刈りの省力化 部分刈り（坪刈り・筋刈り）や下刈り回数の削減などにより、初期保育経費を抑制する方法。現地の状況に応じて適切な手法を選択すること。 ④ 早生樹や特定母樹の苗木の植栽による下刈り回数の削減等 ⑤ コンテナ苗の活用による植栽作業の効率化や植栽時期の平準化 ※1）やまぐち伐採と造林の連携等の手引き（平成 31 年 3 月山口県農林水産部）

(4) 主伐後の再造林の確保	以下の両方に該当すること。 ① 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 なお、「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 ② 主伐後に適切な更新を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 なお、「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする（ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。）。
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して、原則として、3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。 また、「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。 なお、「行動規範の策定等」には、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」及び「手引き（Ⅴ 伐採と造林の連携等に関するガイドライン）」をはじめ、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に策定する行動規範、所属する業界団体や市町等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む。 おって、行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むとともに、これらが遵守されていることを確認する体制（責任者の任命やチェックリストの作成など）を整備することが望ましい。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のすべてを満たしていること。 ① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組^{※1}を行っていること。 ② 現場作業職員等^{※2}に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ③ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 ④ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出 ※1）たとえば、以下の取り組みを指す。 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善。リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策。 ※2）「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められること。
--------------------------------	--

(8) コンプライア ンスの確保	以下のいずれにも該当しないこと。 ① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等^{※1}や一般役員等^{※2}が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ④ (6) の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者^{※3} ※1)「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主 ※2)「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者 ※3)「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること
次の2つの両方を満たしていること。

(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

なお、「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。

① 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。

② 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。

③ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。